

ガ、右へ暴戾ナル支那軍ヲ膺懲シ、支那政府ノ反省ヲ促ス爲、必要已ムヲ得ザル所ト態ニ處シテ遺憾ナク其ノ目的ヲ達成致シマスルガ爲ニハ、財政モ經濟モ共ニ此ノ非常事態ニ應ズルヤウ、其ノ態勢ヲ整ヘルコトガ必要ト信ズルノデアリマス、即チ軍ノ需要及國防ニ關係アル産業等、此ノ際特ニ必要ナル方面ニ對シ、其ノ必要トスル物資ト資金ト労力トヲ、出來得ル限り潤澤ニ供給スルト云フコトヲ中心トシマシテ、諸般ノ方策ヲ講ズベキモノト信ズルノデアリマス、而シテ之ガ爲ニハ積極的ニ斯カル方面ヘノ資金ノ疏通ヲ圖リ、以テ其ノ方面ニ對シ物資、労力等ヲ集中セシムルト同時ニ、他面資金、物資、労力等ニハ自ラ限リガアリマスノデ、此ノ際トシテヘ比較的不急ナル事業ノ新設擴張等ヲ暫時差控フルコトが適當デアルト考ヘマス、又此ノ際時局ノ爲必要ナル物資ノ輸出ヲ制限致シマスルト共ニ、比較的不急ナル物資ノ輸入ヲ抑制シテ、必要ナル物資ノ輸入力ノ増大ニ努メ、且右ノ輸入抑制ノ結果生ズルコトアルベキ國內物資ノ不足ニ對處スル方策ヲ講ズルコトガ肝要デアルト思ヒマス、仍テ今後は等ノ趣旨ニ依リ財政、產業、貿易、資金、爲替等ノ各方面ニ亘リ、適切ナル調整ヲ加フルコトヲ必要トスルノデアリマス、此ノ故ヲ以チマシテ政府ヘ、本議會ニ資金調整ニ關スル法律案ヲ提出致シ、會社ノ新設、增资並

二金融機關等ノ社債ノ引受、事業設備ノ新設擴張資金ノ貸付等ニ付、右ニ申述ベマシタ趣旨ニ基キ適當ナル調整ヲ行フト共ニ、時局ニ當面シ、必要トスル事業ニ對スル資金ノ疏通ヲ圖ル物、日本興業銀行ヲシテ必要ナル資金ノ融通ヲ爲サシムルヤウ、興業債券發行限度ノ擴張、其ノ他ノ措置ヲ執ルコト致シタノアリマス、又政府ハ同様ノ趣旨ニ基キ、今後事變ノ爲、特ニ必要ナル物資ノ供給ヲ潤澤ナラシムル爲、一部ノ物資ノ輸出入ニ制限ヲ加ヘ、又輸入ノ制限ヲ爲シタル場合等ニ於テ、其ノ物品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ需給ノ調整ヲ圖ル等、此ノ際ニ於ケル國民經濟ノ運行ニ阻碍ヲ來スコトナカラシムル爲、本議會ニ右ニ關スル法律案ヲ提出致シマシタ、而シテ右ノ資金及物資ノ調整ニ付キマシテハ、出來得ル限り當業者ノ自主的調整ニ俟ツノ方針ニアリマス、右ニ申述べマシタ如ク政府ハ今後資金及物資ニ付、出來得ル限り之ガ需給ノ調整ニ努力スル方針デアリマス、右ニ輸入品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ需給ノ調整ニ付キマシテハ、國民ノ此ノ種物資ノ消費節約ニ俟ツ所極メテ大ナルモノガアリマスルノデ、今後各方面ニ於テ出來得ル限り之ガ實行ニ努力シ、以テ國民自體ノ力ニ依リ、國家全體ノ必要ノ充足ニ努力セラルルヤウ、切ニ希望致ス次第デアリマス、尙スルコトモ考ヘラマスルノデ、暴利取締

講ジ、之方對策ニ遺憾ナキヲ期シタイト思ヒマス、又此ノ資金及物資ノ調整ニ關シマシテヘ、時局ノ爲必要ナル經費ノ外ヘ、出來得ル限リ之ガ計上ヲ差控フル方針デアリマシテ、昭和十二年度豫算ニ關シマシテモ、右ノ趣旨ニ基キ節約ヲ實行スルコトト致シ、地方公共團體ノ財政ニ付テモ亦同様ノ方針ニ依ラシムル積リデアリマス、今後公債發行額ノ増加ニ伴ヒ、公債政策ノ運用ニ付テハ一層意ヲ用フベキモノト考ヘマス、政府ハ右ニ申述ベマシタ資金調整ニ關スル法律ニ依ル資金ノ調整預金部資金、其ノ他ノ政府關係資金ノ運用、公債ノ郵便局賣出等ニ依リ、時宜ニ應ジタル對策ヲ講ジテ參ル積リデアリマスルガ、金融機關ハ固ヨリ國民一般ガ國家的見地ニ立ッテ公債消化ニ協力支援セラル、コトハ、今後最モ必要ノコトト考ヘルノデアリマス、尤モ公債ノ消化ニ付テハ金融界ノ實情ニ即スルコトガ肝要デアリマスルノデ、常ニ先ヅ資金ノ供給ヲ潤澤ニシ、金融ノ疏通ニ支障ヲ生ゼザルヤウ留意ヲ致ス考デアリマス、尙公債ノ利廻ニ付テハ、現在ノ水準ヲ維持スル方針デアリマシテ、又外國爲替相場ニ付テモ、對英一志二斤ノ水準ヲ維持致シマスコトハ、軍需ノ充足竝ニ國民生活ノ安定ヲ圖ル爲、必要ナル要件デアルト考ヘマスルノモ、依然是ガ堅持ニ努ムル方針デアリマス、

○議長(伯爵松平頼憲君) 本日衆議院ヨリ送付ヲ受ケマシタ米穀ノ應急措置ニ關スル法律案及臨時肥料配給統制法案ヲ此ノ際日程ニ追加シ、一括シテ第一讀會ヲ開クコトアリ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 本日衆議院ヨリ送付ヲ受ケマシタ米穀ノ應急措置ニ關スル法律案及臨時肥料配給統制法案ヲ此ノ際日程ニ追加シ、一括シテ第一讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ。

有馬農林大臣
〔左〕送付文及法律案ハ朗讀ヲ經
サルモ参照ノタメ茲ニ載録ス以下に
之ニ倣フ

米穀ノ應急措置ニ關スル法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ且送付候也

貴族院議長 小山 松壽
衆議院議長 伯爵松平 賴壽殿

米穀ノ應急措置ニ關スル法律案

第一條 政府ハ軍用ニ供スル爲必要アリ

ト認ムルトキハ米穀需給調節特別會計

ニ屬スル米穀ノ賣渡ヲ行フコトヲ得

前項ノ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第二條 政府ハ支那事變ニ關聯シ必要ナル數量ノ米穀ヲ保有スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ム所ニ依リ

米價ガ米穀統制法ニ基キテ發スル命令ニ定ムル標準最高價格ノ一定割合ニ

相當スル價格以下ナル場合ニ限り米穀統制委員會ニ諮詢シテ米穀ノ買入ヲ行フコトヲ得

前項ノ買入ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第三條 前二條ノ規定ニ依ル米穀ノ賣渡又ハ買入ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止

臨時肥料配給統制法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十二年九月七日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

一 第一條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

臨時肥料配給統制法案

臨時肥料配給統制法

第一條 政府ハ支那事變ニ關聯シ肥料ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲特ニ

必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ム所ニ依リ

政府ノ適當ト認ムル者ニ對シ肥料ノ配給統制上必要ナル事業ヲ行フ

前項ノ事業ヲ行フ者ノ監督其ノ他ニ關ベキコトヲ命ズルコトヲ得

シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ場合ニ於テ政府必要アリト認ムルトキハ肥料製造業者又ハ其ノ組織

スル法人ニ對シ命令ノ定ム所ニ依リ

其ノ製造又ハ取扱ニ係ル肥料ヲ第一項

ノ事業ヲ行フ者ニ賣渡スベキコトヲ命

ズルコトヲ得

前項ノ買入ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第三條 前二條ノ規定ニ依ル米穀ノ賣渡又ハ買入ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止

スルモノトス

第三條 政府必要アリト認ムルトキハ肥料ノ製造、取引、保管又ハ運送ヲ業トスル者ニ對シ前二條ノ命令ニ關係アル

事項ニ付報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコトヲ得

○國務大臣(伯爵有馬賴寧君)只今上程せ

千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第一條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第五條 第三條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲

サズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 肥料製造業者其ノ他肥料ニ關スル業ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ定ムルトキハ肥料製造業者又ハ其ノ組織スル法人ニ對シ命令ノ定ム所ニ依リ

其ノ製造又ハ取扱ニ係ル肥料ヲ第一項ノ事業ヲ行フ者ニ賣渡スベキコトヲ命

ズルコトヲ得

第七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法

人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法

人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理

人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付

テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止

スルモノトス

第三條 政府必要アリト認ムルトキハ肥料

ノ製造、取引、保管又ハ運送ヲ業トス

ル者ニ對シ前二條ノ命令ニ關係アル

事項ニ付報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ

検査ヲ爲スコトヲ得

(國務大臣伯爵有馬賴寧君登記)

○國務大臣(伯爵有馬賴寧君)只今上程せ

ラレマシタ米穀ノ應急措置ニ關スル法律案ニ付キマシテ、其ノ提案理由ノ概要ヲ御説

明申上ダマス、政府ハ現在米穀統制法ヲ根

幹トスル米穀政策ノ運用ニ依リマシテ、米穀ニ係ルモノデゴザイマスガ、便宜上私ヨ

リ大體ノ趣旨ヲ御説明申上ゲマス、今次事變ノ勃發以來、最近ニ於ケル肥料ノ事情考察致シマスノニ、時局ノ進展ニ伴ヒ人馬ノ應召徵發等ニ依リマシテ、自給肥料ノ生産減退ノ虞ガアリマスルノト、我國ハ毎年多額ノ肥料及肥料原料ヲ外國ヨリ輸入ニ仰ギツ、アル情況デアリマスルノガ、貿易關係又ハ船腹ノ不足、其ノ他ノ事情等ヨリ推シマシテ、或ハ輸入ニ付キマシテ莫困難ヲ加ヘルコトモアルト考ヘラレマスノデ、肥料ノ問題ニ付キマシテ遺憾ナキヲ期シマスルコトハ、銃後ニ於ケル農村經濟ノ安定ヲ期シ、農業生產ノ維持確保ヲ圖リマス爲ニ最モ緊要ト認メラレルノデアリマス、而シテ政府ハ應急措置ト致シマシテ、販賣肥料中最も重要デアリ且困難ノ存スル硫酸「アンモニヤ」ニ付キマシテ、必要量ノ輸入ヲ確保スル爲、其ノ輸入補償ノ經費ヲ追加豫算ニ計上致シマシタガ、今後ニ於ケル肥料事情ノ推移ヲ考ヘマスルノニ、此ノ際配給方面ニ於テ適切ナ調整ヲ加ヘ、以テ供給ノ確保ト價格ノ安定ニ付遺憾ナキ施設ヲ講ズルコトガ、現下ノ時局ニ即シ最適切ナル對策ノ基調ヲ爲スモノデアルト認メラレルノデアリマス、本法案ハ右ノ理由ニ基キマシテ、差當リ硫酸「アンモニア」ニ關シ適當ナル機關ヲシテ政府ノ特別ナル監督ノ下ニ、之ガ配給統制ニ關スル施設ヲ行ヘシメ、以テ需給ノ圓滑ト價格ノ公正ヲ期スルコトト致シマスル外、時局ノ進展ニ伴ヒ肥料ニ關スル事情ノ變化ニ對應シテ、政府ニ於テ適宜

ノ措置ヲ講ジ得ルノ途ヲ開キ、以テ肥料政策上遺憾ナキヲ期スル爲、之ヲ提案致シタ次第デゴザイマス、尙本法ハ此ノ非常時局ニ處スル臨時立法デアリマスルノデ、關係當業者ノ當業者ノ協力ニ依ツテ、所期ノ效果ヲ收メ得ルモノト考ヘラレルノデアリマシテ、從ツテ其ノ運用ニ當リマシテモ、關係當業者ノ意嚮ヲ尊重シ、其ノ自治的統制ニ依リ目的ヲ達成スペキ施設ヲ爲サシムルヤウ指導誘掖致シマスコトハ、固ヨリ當然ノコトデゴザイマス、以上兩案、何卒十分御審議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望致シマス

○子爵戸澤正己君　只今議題トナリマンタ米穀ノ應急措置ニ關スル法律案外一件ハ、重要ナル法案デアリマスガ故ニ、其ノ特別委員ノ數ヲ十五名トシ、其ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君　賛成

○議長(伯爵松平頼臺灣君)　戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼臺灣君)　御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス
〔石橋書記官朗讀〕

米穀ノ應急措置ニ關スル法律案外一件特別委員

侯爵徳川　義親君　侯爵久我　通顯君
伯爵黒木　三次君　子爵片桐　貞央君
子爵米津　政賢君　子爵織田　信恒君
松村眞一郎君　内田　重成君
柴田善三郎君　男爵三須　精一君

○議長(伯爵松平頼壽君) 衆議院ヨリ議案
ノ送付ガアルコト存ジマスルカラ、午後
五時迄休憩ヲ致シマス

午後三時三十七分休憩

午後五時二十八分開議

〔石橋書記官朗讀〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 報告ヲ致サセマス

本日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ
輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法
律案

臨時船舶管理法案

支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公
債發行ニ關スル法律案

臨時軍事費特別會計法案

支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對
スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル法
律案

臨時資金調整法案

外國爲替管理法中改正法律案

○議長(伯爵松平頼壽君) 体顛前ニ引續キ
マシテ會議ヲ開キマス、衆議院ヨリ送付サ
レマシタ輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關
スル法律案ヲ此ノ際日程ニ追加シテ議題ト
爲スコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス、吉野商工大臣

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十二年九月七日

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律案

衆議院議長 小山 松壽

第一條 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品ヲ指定シ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第二條 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ輸入ノ制限其ノ他ノ事由ニ因リ需給關係ノ調整ヲ必要トスル物品ニ付左ノ措置ヲ爲スコトヲ得

一 命令ノ定ムル所ニ依リ當該物品ヲ原料トスル製品ノ製造ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限ヲ爲スコト

二 當該物品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ配給、譲渡、使用又ハ消費ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三條 政府ハ第一條ノ制限若ハ禁止又ハ禁止ニ違反シテ輸出又ハ輸入ヲ爲ス報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第四條 第一條ノ規定ニ依リテ爲ス制限又ハ禁止ニ違反シテ輸出又ハ輸入ヲ爲ス

シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ

懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ輸出又ハ輸入ヲ爲

シ又ハ爲サントシタル物品ニシテ犯人

ノ所有シ又ハ所持スルモノヲ沒收スル

コトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收

スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追

徴スルコトヲ得

第五條 第二條ノ規定ニ依ル命令若ハ處

分又ハ其ノ命令ニ基キテ爲ス處分ニ違

反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五千

圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 第三條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲

サズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒

ミ、妨げ若ハ忌避シタル者ハ六月以下

ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス本

法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提

出スル許可ノ申請書具ノ他ノ書類ニ虛

偽ノ記載ヲ爲シタル者亦同ジ

第七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ

代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ

行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スル

ノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前三條ノ

罰金刑ヲ科ス

第八條 本法ノ罰則ハ本法施行地ニ本店

又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表

者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ

本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ

之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル

人又ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從

業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行

爲ニ付亦同ジ

本法ハ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止

スルモノトス

止、制限ヲ爲シ得ルコトヲ規定致シマシタ
理由デアリマス、而シテ斯ク物資ノ輸入ヲ
抑制スル結果、之ヲ此ノ儘自然ニ放任致シ
マスル時ハ、價格ノ暴騰、供給ノ不安定等

ヲ來シマシテ、國民經濟ノ運行ニ著シキ支

障ヲ及ス虞ガアリマス、故ニ本法案ヘ又需

給關係ノ調整ヲ必要トスル物品ニ付キマシ
テ、政府ハ必要ニ應ジ適當ナル措置ヲ爲シ

得ルコト規定致シタノデアリマス、本法

案ハ大體以上ノ二點ヲ骨子トスルノデアリ

ス、今次事變ノ推移ニ鑑ミマシテ此ノ非常

マシタ法律案ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマ

時ニ對應致シマスルヤウニ、我ガ產業經濟ノ

マスルガ、之ガ運用ノ如何ハ、國內産業ニ

最モ重大ナ關係ヲ及スノデアリマスカラ、

體制ヲ整ヘナケレバナラナイコトハ申ス迄

モナイノデアリマス、殊ニ物資ニ付キマシ

テハ軍需及國防用トシテ、又時局ニ適切、

緊切ナル色々々事業ノ用途ト致シマシテ、

是等ノ物資ヲ潤澤且圓滑ニ供給致シマスコ

トニ努メナケレバナラナイノデアリマス、

然ルニ我ガ國資源ノ現狀カラ申シマスト、

差當ツテハ外國カラ輸入致シマシテ、急ノ間

ニ合セナケレバナラナイモノガ少クナイノ

デアリマス、ソコデ國際收支ノ關係カラ致

シマシテ、或ハ物資ノ輸出ヲ制限致シマシ

タリ、或ハ比較的不急、不要ナル物資ハ勿

論ノコトデアリマスガ、國家產業上有用ナ

ル物資ニ付キマシテモ、尙幾許カノ數量ノ

シマシテ、或ハ物資ノ輸出ヲ制限致シマシ

タリ、或ハ比較的不急、不要ナル物資ハ勿

論ノコトデアリマスガ、國家產業上有用ナ

ル物資ニ付キマシテモ、尙幾許カノ數量ノ

シマシテ、或ハ物資ノ輸出ヲ制限致シマシ

タリ、或ハ比較的不急、不要ナル物資ハ勿

論ノコトデアリマスガ、國家產業上有用ナ

ル物資ニ付キマシテモ、尙幾許カノ數量ノ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス、特別委員ノ數ヲ十八名トシ、其ノ指名ヲ
受ケマシタ臨時船舶管理法案ヲ此ノ際日
程ニ追加致シマシテ、第一讀會ヲ開クコト
ニ御異議ハゴザイマセスカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス、永井遞信大臣

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス、衆議院議長 小山 松壽

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス、貴族院議長伯爵松平頼壽殿

臨時船舶管理法案
臨時船舶管理法

第一條 本法ハ支那事變ニ關聯シ海上ニ於ケル一般交通運輸ノ調整ヲ圖ルヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ運航業者トハ帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ海上ニ於テ人又ハ物ヲ運送スル事業ヲ營ム者ヲ謂フ

第三條 日本船舶ハ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外之ヲ日本船舶（關東州ニ行ハル命令ニ依ル日本船舶ヲ含ム）

ヲ所有スルコトヲ得ザル者ニ讓渡シ、貸渡シ（期間備船ヲ含ム）、擔保ニ供シ又ハ引渡サントスルトキハ政府ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ規定ハ製造中ノ船舶ニ之ヲ準用ス

第四條 日本船舶ヲ所有スルコトヲ得ル者日本船舶（關東州ニ行ハル命令ニ依ル日本船舶ヲ含ム）ニ非ザル船舶ヲ取扱セントスルトキハ政府ノ許可ヲ受

クベシ但シ命令ヲ以テ定ムル船舶ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第五條 政府ハ運航業者ニ對シ外國諸港間ノ運送ヲ爲スコトヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第六條 政府ハ運航業者ニ對シ航路、就航區域又ハ運送スペキ人若ハ物ヲ指定シテ航海ヲ命ズルコトヲ得

第七條 政府ハ運航業者、船舶所有者又ハ造船業者ニ對シ運賃、船舶ノ貿易料

（期間備船料ヲ含ム）又ハ其ノ製造若ハ賣買ノ價格ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ造船業者ニ對シ船舶ノ製造順位ノ變更、材料又ハ機器品ノ取得ニ對シ船舶ノ製造ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 政府ハ運航業者又ハ船舶所有者ニ對シ船舶ノ施設又ハ乗組員ノ保護若ハ整備ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 政府ハ運航業者、船舶所有者又ハ造船業者ニ對シ其ノ業務ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 政府ハ遠洋航路補助法ニ依ル補助航海ニ使用スル船舶ノ資格ニ付命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ船舶職員法ニ依リ船舶ニ乘組マシムベキ船舶職員ノ定員又ハ取扱日本船舶ヲ含ム）ニ付命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

第十三條 第七條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サシムベキ船舶職員ノ定員又ハ取扱日本船舶ヲ含ム）ニ付命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

第十四條 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ日本船舶ヲ讓渡シ、貸渡シ（期間備船ヲ含ム）、擔保ニ供シ又ハ引渡シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三十

年以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 左ノ各號ノ一ニ刻當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條第一項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ船舶ヲ取得シタル者

二 第四條第二項ノ規定ニ依リ附シタル條件ニ違反シタル者

三 第五條ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者

四 第六條又ハ第七條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

五 第六條又ハ第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

六 第七條 第十條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サシムベキ船舶職員ノ定員又ハ取扱日本船舶ヲ含ム）ニ付命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

七 第八條 第八條又ハ第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

八 第九條 第八條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サシムベキ船舶職員ノ定員又ハ取扱日本船舶ヲ含ム）ニ付命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

九 第十條 第十條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サシムベキ船舶職員ノ定員又ハ取扱日本船舶ヲ含ム）ニ付命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

十 第十一條 第十一條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サシムベキ船舶職員ノ定員又ハ取扱日本船舶ヲ含ム）ニ付命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

十一 第十二條 第十二條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サシムベキ船舶職員ノ定員又ハ取扱日本船舶ヲ含ム）ニ付命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

十二 第十三條 第十三條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サシムベキ船舶職員ノ定員又ハ取扱日本船舶ヲ含ム）ニ付命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

十三 第十四條 第十四條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サシムベキ船舶職員ノ定員又ハ取扱日本船舶ヲ含ム）ニ付命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處スルコトヲ得

第二十一條 本法ノ罰則ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行為ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人又ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

第二十二條 本法及本法ニ基ク命令中船舶所有者ニ關スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテ船舶管理人ヲ置キタルトキハ船舶管理人ニ之ヲ適用ス

第二十三條 朝鮮及臺灣ニ於テハ第十一條乃至第十三條ノ規定ニ關シ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

第二十四條 本法ハ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス

（國務大臣永井柳太郎君演壇ニ登ル）

○國務大臣（永井柳太郎君）只今議題トナリマシタ臨時船舶管理法案提案ノ理由ヲ簡單ニ説明申上ゲタイト存ジマス、海運事業ハ經濟上ニ於キマシテモ、國防上ニ於キマシテモ、極メテ重要ナル使命ヲ有シ、殊ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同戰時又ハ事變ニ際シマシテ、其ノ重要性ガ

愈々増加セラレマスコトハ申上グル迄モナイ
ノデアリマス、去ル七月支那事變勃發シ、
其ノ後漸次時局ノ擴大スルニ伴ヒマシテ、
本邦船舶ニシテ軍事上ノ目的ニ徵傭セラレ
タルモノ多ク、從來船腹ノ不足ヲ感ジタル
我ガ國ノ海運界ハ之ガ爲ニ一層ノ壓迫ヲ受
クルコトナリマシタ結果、之ヲ其ノ儘ニ
放置スル時ハ、配船竝ニ運賃市況ニ於テ相
當ノ動搖ヲ招來スペキコトヲ豫想セラル、
ニ至リマシタノデ、政府ハ取敢ズ應急措置
トシテ、近海船腹ノ需給ヲ調整スル爲、外
國船及關東州置籍船ノ本邦沿岸貿易ヲ特許
スルコト致シマスト共ニ、業界ノ自制ヲ
促シマシテ、能フ限リ配船ノ合理化ヲ圖ラシ
止セシメマスル等、其ノ經濟的影響ヲ最小
限度ニ止ムル爲極力意ヲ用ヒ來ッタノデア
リマス、目下ノ處關係業者ニ於キマシテハ、
政府ノ意ヲ體シ、協力一致シテ、其ノ使命
ノ達成ニ努メツ、アル次第アリマスガ、
今後斯クノ如キ情況ガ相當長期ニ瓦ル場
合、又ハ更ニ時局ノ進展スルガ如キ場合ニ
於キマシテハ、或ハ業界ノ結束ニ破綻ヲ生
ジ、國防上竝ニ經濟上思ハヌ障礙ヲ惹起ス
ル虞ガナイトハ保證シ得マセヌノデ、政府
ニ於キマシテハ、今後如何ナル事態ニ當面致
シマシテモ遺憾ノナイヤウニ、我ガ國ノ海運
ニ適當ナル監督ヲ加ヘ、重要物資ノ輸送、物
價ノ調整、對外航權ノ維持等、非常時局ニ

子爵秋元 春朝君 侯爵佐竹 義春君 伯爵溝口 直亮君 子爵大久保 立君
男爵東久世秀雄君 下村 宏君 男爵井上 清純君 男爵深尾隆太郎君
坂野鉄次郎君 堀 啓次郎君

際シ、國家ノ必要トル方向ニ向シテ適正
ニ之ヲ運行セシムル爲、茲ニ本案ニ提出シ
タ次第アリマス、尤モ本案ノ實施ニ當リ
マシテハ、海運ノ現状ニ即シ、業界ノ實體
ニ鑑ミ、緩急其ノ宜シキヲ得テ、運用ノ全
キヲ期スペキハ當然ノコトデアリマシテ、
政府ニ於キマシテモ此ノ點ハ特ニ配意致シ
テ居ル所デゴザイマス、何卒御審議ノ上速
カニ御協賛アラムコトヲ希望致シマス次第
デゴザイマス

○子爵戸澤正己君 只今議題ニ上リマシタ
臨時船舶管理法案ハ、重要ナル法案デアリマ
スガ故ニ、其ノ特別委員ノ數ヲ十八名ト
シ、其ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提
出致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 戸澤子爵ノ動議
ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ガナイト
認メマス、賀屋大藏大臣

支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲
公債發行ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十二年九月七日

ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ
爲スコトヲ得
各務 鎌吉君 橋本辰二郎君
岩田 宙造君 出光 佐三君
松岡 潤吉君 大西虎之介君

附則

○議長(伯爵松平賴壽君) 衆議院ヨリ送付
セラレマシタ政府提出ニ係ル支那事變ニ關
スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル
法律案、……臨時軍事費特別會計法案、支那
事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租
稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル法律案、臨
時資金調整法案、外國爲替管理法中改正法
案、以上五案ヲ此ノ際議事日程ニ追加シ、
一括シテ一讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイ
マセヌカ

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時軍事費特別會計法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十二年九月七日

衆議院議長 小山 松壽
貴族院議長伯爵松平賴壽殿

臨時軍事費特別會計法案

第一條 支那事變ニ關スル臨時軍事費ノ
會計ハ一般ノ歲入歲出ト區分シ事件ノ
終局迄ヲ一會計年度トシテ特別ニ之ヲ
整理ス

第二條 一般會計ニ屬スル陸海軍省所管
ノ北支事件費及大藏省所管ノ北支事件
入ハ之ヲ本會計ニ移シ整理ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲政
公債發行ニ關スル法律案

支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲政
府ハ二十億二千二百七十萬圓ヲ限り公債
ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得
ル法律案

支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ
對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關ス

前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額
ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テヘ前項

ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ
爲スコトヲ得

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ
院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十二年九月七日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿
衆議院議長 小山 松壽

前項ノ規定ハ地方稅ニシテ支那事變ノ爲
從軍シタルニ因リ輕減又ハ免除セラル
モノニ付之ヲ準用ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ
院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十二年九月七日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿
衆議院議長 小山 松壽

前項ノ規定ハ從軍シタル
軍人及軍屬ノ納付スル昭和十二年以降
ノ分ノ第三種所得稅、地租及營業收益
稅ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ輕減又ハ免
除スルコトヲ得

第二條 政府ハ支那事變ノ爲從軍シタル
軍人及軍屬ノ昭和十三年以降ノ分ノ第
三種所得稅及營業收益稅ニ付命令ヲ以
テ課稅標準ノ決定ニ關スル特例ヲ設ク

臨時資金調整法案

第一條 本法ハ支那事變ニ關聯シ物資及
資金ノ需給ノ適合ニ資スル爲國內資金
ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス

第二條 銀行、信託會社、保險會社、產
業組合中央金庫、商工組合中央金庫及
北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯
合會(以下金融機關ト總稱ス)ハ事業ニ
屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關
スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ
應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サント
スルトキヘ命令ノ定ムル所ニ依リ政府
ノ許可ヲ受クベシ金融機關ニ非ズシテ
有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業ト
スル者(以下之ヲ證券引受業者ト稱ス)

第三條 政府ハ支那事變ノ爲從軍シタル
軍人及軍屬ノ本法施行後ニ於テ納付ス
ベキ租稅ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其
ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第四條 前三條ノ規定ハ同居ノ戸主又ハ
家族中ニ支那事變ノ爲從軍シタル軍人
及軍屬アル者ノ租稅ニ付之ヲ準用ス

第五條 第一條又ハ前條ノ規定ニ依リ輕
減又ハ免除セラル租稅ハ法令上ノ納
稅資格要件ニ關シテハ輕減又ハ免除セ
ラレザルモノト看做ス

第三條 金融機關又ハ證券引受業者前條
ノ貸付又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ
募集ノ取扱ニ關シ本法ノ目的ニ從ヒ政
府ノ適當ト認ムル方法ニ依リ自治的ニ
調整ヲ爲スモノナルトキハ之ニ對シ命
令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ヲ適用
セザルコトヲ得

第四條 命令ノ定ムル會社ノ設立ハ政府
ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ
生ゼズ會社ノ資本增加、合併又ハ目的
變更ニシテ命令ノ定ムルモノニ付亦同
じ

命令ノ定ムル會社左ノ各號ノ一ニ該當
スル場合ニ於テハ政府ノ許可ヲ受クベ
シ
一 第二回以後ノ株金ノ拂込ヲ爲サン
メントスルトキ

二 株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融
機關ヨリノ借入ニ依ラズシテ命令ノ
定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新
設、擴張又ハ改良ヲ爲サンントキ

三 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ
爲サシメズシテ社債ヲ募集セントス
ルトキ

第八條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事
業ヲ營ム會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ
命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受
ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツ
ル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ
増加スルコトヲ得

第九條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事
業ヲ營ム會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ
政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設
備ノ費用ニ充ツル爲商法第二百條ノ規

第一項ノ場合ニ於テ當該事務ニ從事ス
ル日本銀行職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務
ニ從事スル職員ト看做ス

第六條 日本興業銀行ハ五億圓ヲ限り日
本興業銀行法第十二條ノ規定ニ依ル
制限ヲ超エテ債券ヲ發行スルコトヲ
得

日本興業銀行ハ其ノ債券借換ノ爲債券
ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ
依ラザルコトヲ得
日本興業銀行法第十六條ノ規定ハ之ヲ
適用セズ

政府ハ第一項ノ規定ニ依リ發行スル債
券ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ額面金額
五億圓ヲ限リ其ノ元本ノ償還及利息ノ
支拂ヲ保證スルコトヲ得

第七條 金資金ハ金資金特別會計法第四
條ノ規定ニ依ルノ外之ヲ興業債券ニ運
用スルコトヲ得

第八條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事
業ヲ營ム會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ
命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受
ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツ
ル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ
増加スルコトヲ得

第九條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事
業ヲ營ム會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ
政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設
備ノ費用ニ充ツル爲商法第二百條ノ規

定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財產ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ擔保附社債信託法ニ依ル物上擔保ヲ附スルコトヲ要ス

第十條 政府ハ第八條ノ規定ニ依リ資本ヲ增加シタル會社又ハ前條ノ規定ニ依リ社債ヲ募集シタル會社ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 資金使用ノ調整ニ關シ重要ナル事項ヲ調查審議スル爲臨時資金調整委員會ヲ置ク

第十二條 第二條、第四條、第八條又ハ第九條第一項ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ニ關スル處分ニシテ事業ノ重要ナルモノニ付テハ臨時資金審查委員會ノ議ヲ經ベシ

第十三條 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ收入金一億圓ニ達スル迄貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得

貯蓄債券ハ無記名トシ券面金額ヲ二十圓以下トス

第十四條 貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ三十五年内ニ毎年二回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スベシ

貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ賣出價格ノ百五十倍以内ノ割増金ヲ附與スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム

前項ノ割増金ハ主務大臣ノ定ムル價格ニ依リ國債證券ヲ以テ交付スルコトヲ得

第十五條 復興貯蓄債券法第三條、第五條、第六條、第七條第一項及第八條竝三十五條ノ三、第四十條及第四十二條ノ規定ハ貯蓄債券ニ之ヲ準用ス

第十六條 政府ハ資金ノ狀況ヲ調査スルノ爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ關シ關係者ヨリ報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコトヲ得

一 資金ノ需給及移動ニ關スル事項

二 有價證券ニ關スル事項

三 國際收支ニ關スル事項

四 事業ノ資金計畫ニ關スル事項

第十七條 左ノ各號ノ一一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ資金ノ貨付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲

シタル者
二 第四條第二項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ株金拂込ノ催告、設備ノ新設、擴張若ハ改良又ハ社債ノ募集ヲ爲シタル者
三 第十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者
四 第十六條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタル者
五 第十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者
六 第十六條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタル者
七 本邦通貨ヲ以テ表示スル外國居住者ニ對スル債權又ハ債務ノ取得又ハ處分

外國爲替管理法中改正法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十二年九月七日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿
衆議院議長 小山 松壽

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之定ム

本法ハ第十四條及第十五條ヲ除キ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之定ム

附 則
勅令ヲ以テ特別ノ定ム爲スコトヲ得
附則
第一條中「禁止又ハ制限ニ關係アル事項」ヲ「禁止若ハ制限又ハ第四條ノ處分命令ニ關シ必要ナル事項」ニ改ム

第一讀會

二七

第四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グ
ル財産ヲ有スル者ニ對シ之ヲ日本銀行
其ノ他政府ノ指定スル者ニ賣却シ其ノ
他ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スペキコ
トヲ命ズルコトヲ得

一 金地金、外國通貨又ハ外國爲替

二 外國通貨ヲ以テ表示スル證券若ハ
債權又ハ本邦通貨ヲ以テ表示スル外
國居住者ニ對スル債權

三 外國ニ在ル財產ニシテ前二號ニ掲
ゲザルモノ

第五條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第一條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違
反シ金貨幣、金地金、金ノ合金又ハ金
ヲ主タル材料トスル物ヲ輸出スル目的
ヲ以テ收得シ又ハ輸出セントシタル者
亦前項ニ同ジ

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(國務大臣賀屋興宣君演壇ニ登ル)・

○國務大臣(賀屋興宣君) 只今議題ト相成
リマシタ支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨
ノ爲公債發行ニ付テ説明申上ゲマス、先づ支那事變
ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關
スル法律案ニ付テ説明致シマス、支那事變
ニ關スル經費ニ付キマシテハ、第七十一回
帝國議會ノ御協贊ヲ經マシテ、其ノ財源ニ
充ツル爲ノ公債發行ヲ爲シ得ル法律ノ制

定ヲ見タノアリマス、次ニ臨時資金調

日支間ニ於ケル全面的ノ事件ニ迄發展致シ
マシタノデ、之ニ關スル軍事行動ノ爲必要
ナル臨時軍事費モ亦多額ニ上ルコトトナッ

タノデアリマス、而シテ今日ノ場合其ノ財
源ハ之ヲ公債ニ求ムルヲ以テ適當ト認メマ

スノデ、本法律案ヲ提出シタ次第アリマ
ス、次ニ臨時軍事費特別會計法案ニ付說明
申上ガマス、日支間ノ事變ニ關スル經費ニ

付キマシテハ、同ジク曩ニ第七十一回帝國
議會ニ於テ、當時必要ト認メマシタル金額

ノ御協贊ヲ經タ次第アリマスルガ、其ノ
後事態ノ發展ニ伴ヒマシテ、軍事行動ノ爲
多額ノ經費ヲ必要トスルニ至リマシタル

シテ整理スルノ必要ガアリマスルノデ、之
ニ關スル臨時軍事費特別會計法案ヲ提出致

シタ次第アリマス、次ニ支那事變ノ爲從軍
シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵

收猶豫等ニ關スル法律案ノ提案理由ヲ説明
致シマス、支那事變ノ爲從軍シタル軍人及

シタル軍人及軍屬ニ對シマシテハ、租稅ノ減免及徵收猶

豫等ヲ行フコトガ適當ダアルト認メルノデ
アリマスルガ、現行法規ヲ適用スルノミデハ

尙十分デアリマセヌノデ、茲ニ支那事變ノ
爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對シ租稅ノ減免

共ニ、必要ナル方面ニヘ之ヲ圓滑且潤澤ニ
國際致シマシテハ、資材ガ當面不必要ナル方

ナル生産事業關係ノ資材ニ不足ヲ來スベキ
コト無シトシナインデアリマス、故ニ此ノ
シ別ニ方策ヲ講ジナイデ置キマスレバ、此

要ニ對シ、差當リ之ヲ輸入ニ依ツテ補フノ
リマスルガ、是等資材ノ豊富デアリマセ

ヌ我が國ト致シマシテハ、此ノ増大スル需
ルベキ傾向ニアルコトハ否マレナイ所デア

内ニ散布セラレマスル結果、各方面ノ企業
項ヲモ含ンデ居ルノアリマス、今後事件

ノ進展ニ伴ヒマシテ、相當多額ノ事件費ガ國
内ニ撒布セラレマスル結果、各方面ノ企業

ヲ刺戟シ、爲ニ生產資材ノ需要ハ益、盛トナ
シ、時蓄債券ノ發行及資金狀況ノ調査ノ事

務案ニ付キ説明申上ガマス、本法律案ハ今
マシタノデ、之ニ關スル軍事行動ノ爲必要
ナル臨時軍事費モ亦多額ニ上ルコトトナッ

出致シタ次第アリマス、次ニ臨時資金調

整法律案ニ付キ説明申上ガマス、本法律案ハ今
マラシムル所要アルハ勿論、他面巨額ノ

公債ヲ消化シテ行ク上ニ於キマシテモ、此
ノ際新規ノ投資ヲ適當ニ調整シ、資金ガ國

防其ノ他時局ニ緊切ナル用途ニ向ケラレマ
スルヤウニ致シマスルコトガ、極メテ肝要
ト存ズルノアリマス、此ノ意味ニ於キマ

シテ、其ノ内容ハ事業資金ノ調整ヲ主ト
ヲ調整スルコトヲ目的トスルモノアリマ

シテ、其ノ内容ハ事業資金ノ調整ヲ主ト
ノ進展ニ伴ヒマシテ、相當多額ノ事件費ガ國
内ニ撒布セラレマスル結果、各方面ノ企業

項ヲモ含ンデ居ルノアリマス、今後事件

ノ進展ニ伴ヒマシテ、相當多額ノ事件費ガ國
内ニ撒布セラレマスル結果、各方面ノ企業

ヲ刺戟シ、爲ニ生產資材ノ需要ハ益、盛トナ
シ、時蓄債券ノ發行及資金狀況ノ調査ノ事

務案ニ付キ説明申上ガマス、本法律案ハ今
マシタノデ、之ニ關スル軍事行動ノ爲必要
ナル臨時軍事費モ亦多額ニ上ルコトトナッ

タノデアリマス、而シテ今日ノ場合其ノ財
源ハ之ヲ公債ニ求ムルヲ以テ適當ト認メマ

スノデ、本法律案ヲ提出シタ次第アリマ
ス、次ニ臨時軍事費特別會計法案ニ付說明
申上ガマス、日支間ノ事變ニ關スル經費ニ

付キマシテハ、同ジク曩ニ第七十一回帝國
議會ニ於テ、當時必要ト認メマシタル金額

ノ御協贊ヲ經タ次第アリマスルガ、其ノ
後事態ノ發展ニ伴ヒマシテ、軍事行動ノ爲
多額ノ經費ヲ必要トスルニ至リマシタル

シテ整理スルノ必要ガアリマスルノデ、之
ニ關スル臨時軍事費特別會計法案ヲ提出致

シタ次第アリマス、次ニ支那事變ノ爲從軍
シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵

收猶豫等ニ關スル法律案ノ提案理由ヲ説明
致シマス、支那事變ノ爲從軍シタル軍人及

シタル軍人及軍屬ニ對シマシテハ、租稅ノ減免及徵收猶

豫等ヲ行フコトガ適當ダアルト認メルノデ
アリマスルガ、現行法規ヲ適用スルノミデハ

尙十分デアリマセヌノデ、茲ニ支那事變ノ
爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對シ租稅ノ減免

物資ノ生産ニ對シテハ、資金ノ供給ヲ潤澤

ナラシムル所要アルハ勿論、他面巨額ノ

公債ヲ消化シテ行ク上ニ於キマシテモ、此
ノ際新規ノ投資ヲ適當ニ調整シ、資金ガ國

防其ノ他時局ニ緊切ナル用途ニ向ケラレマ
スルヤウニ致シマスルコトガ、極メテ肝要
ト存ズルノアリマス、此ノ意味ニ於キマ

シテ、其ノ内容ハ事業資金ノ調整ヲ主ト
ヲ調整スルコトヲ目的トスルモノアリマ

シテ、其ノ内容ハ事業資金ノ調整ヲ主ト
ノ進展ニ伴ヒマシテ、相當多額ノ事件費ガ國
内ニ撒布セラレマスル結果、各方面ノ企業

項ヲモ含ンデ居ルノアリマス、今後事件

ノ進展ニ伴ヒマシテ、相當多額ノ事件費ガ國
内ニ撒布セラレマスル結果、各方面ノ企業

ヲ刺戟シ、爲ニ生產資材ノ需要ハ益、盛トナ
シ、時蓄債券ノ發行及資金狀況ノ調査ノ事

務案ニ付キ説明申上ガマス、本法律案ハ今
マシタノデ、之ニ關スル軍事行動ノ爲必要
ナル臨時軍事費モ亦多額ニ上ルコトトナッ

タノデアリマス、而シテ今日ノ場合其ノ財
源ハ之ヲ公債ニ求ムルヲ以テ適當ト認メマ

スノデ、本法律案ヲ提出シタ次第アリマ
ス、次ニ臨時軍事費特別會計法案ニ付說明
申上ガマス、日支間ノ事變ニ關スル經費ニ

付キマシテハ、同ジク曩ニ第七十一回帝國
議會ニ於テ、當時必要ト認メマシタル金額

ノ御協贊ヲ經タ次第アリマスルガ、其ノ
後事態ノ發展ニ伴ヒマシテ、軍事行動ノ爲
多額ノ經費ヲ必要トスルニ至リマシタル

シテ整理スルノ必要ガアリマスルノデ、之
ニ關スル臨時軍事費特別會計法案ヲ提出致

シタ次第アリマス、次ニ支那事變ノ爲從軍
シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵

收猶豫等ニ關スル法律案ノ提案理由ヲ説明
致シマス、支那事變ノ爲從軍シタル軍人及

シタル軍人及軍屬ニ對シマシテハ、租稅ノ減免及徵收猶

豫等ヲ行フコトガ適當ダアルト認メルノデ
アリマスルガ、現行法規ヲ適用スルノミデハ

尙十分デアリマセヌノデ、茲ニ支那事變ノ
爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對シ租稅ノ減免

シテ居ルモノニアリマスルガ、政府ハ今回

特ニ日本興業銀行ガ五億圓ヲ限り、現在ノ

制限ヲ超エテ興業債券ヲ發行シ得ルコトト

ナシ、此ノ分ニ付キマシテハ債券ノ元利拂

ヲ政府ニ於テ保證スルコト致シ、又金資

金特別會計所屬ノ資金ヲ興業債券ニ運用ス

ル途ヲ開キ、更ニ時局ニ緊切ナル事業ヲ營

ム會社ハ政府ノ認可ヲ受ケマスル場合ニ

ハ、株金全額拂込前ト雖モ増資ヲ爲シ、又

ハ拂込タル株金額ノ二倍迄社債ヲ募集シ得

ルコトニ致シマシテ、是等ノ事業ノ資金調

達ノ便宜ヲ圖ルコト致シタノアリマス、

次ニ今回ノ事變ニ伴ヒ急激ニ收入ガ增加ス

ル方面モアリマスルノデ、此ノ方面ノ國民

層ノ濫費ヲ防ギ、其ノ貯蓄ヲ獎勵シ、併セ

テ是等零細資金ヲ適當ニ吸收スルコトガ、

金融上其ノ他ノ點ヨリ見マシテ適當ト認メ

マシタノデ、收入金二億圓ヲ限度ト致シマ

シテ、小額面ノ割増金付貯蓄債券ヲ日本勸

業銀行ヲシテ發行セシムルコト致シタノ

デアリマス、最後ニ政府ハ資金ノ調整ヲ爲

シ、又一般金融ニ關シ適切ナル方策ヲ講ズ

ル基礎ト致シマシテ、精確ナル資料ヲ整備

スルノ必要ヲ認メ、資金ノ需給、有價證券、

國際收支又ハ事業ノ資金計畫等ニ付テ關係者ヨリ報告ヲ徵シ、検査ヲ爲シ得ルノ權

限ヲ取得シ置クコトヲ必要ト認メタノア

リマス、最後ニ外國爲替管理法中改正法律

案ニ付テ説明申上ダマス、現下ノ情勢ニ於

キマシテ、邦貨ノ爲替相場ノ維持安定ヲ圖

ル爲ニハ、爲替管理ノ有效適切ナル運用ニ

待ツコトガ多イノアリマスルガ、本邦ノ

爲替管理ノ基本ヲ爲シテ居リマスル外國爲

替管理法ニハ、外國ニ在ル財產ノ管理、其

ノ他ニ關シテ未ダ規定ニ不備ナル所ガアリ

マスルノデ、爲替管理ノ運用上、其ノ完全

ヲ期シ難イ憾ガアリマス、故ニ之ガ整備ハ

急務ト感ズルノアリマス、又金密輸出ノ

豫備ニ付キマシテハ、現行法ニ依リ取締リ

得ルヤ否ヤニ付キマシテ疑義ガゴザイマス

ノデ、之ヲ明瞭ニ致ス必要モアルノアリ

マス、是等ノ點ヲ整備致シマスル爲ニ、外

國爲替管理法中改正法律案ヲ提出致シマシ

タ次第アリマス、以上五件ニ關シ何卒御

審議ノ上、速カニ御協賛ヲ與ヘラレムコト

ヲ希望致ス次第アリマス

○子爵秋田重季君 贊成

○議長(伯爵松平賴壽君) 戸澤子爵ノ動議

各案ハ、重要ナル法案アリマスガ故ニ、

此ノ特別委員ノ數ヲ二十五名トシ、議長ニ

其ノ指名ヲ一任スルノ動議ヲ提出致シマ

ス

○子爵秋田重季君 贊成

○議長(伯爵松平賴壽君) 戸澤子爵ノ動議

ニ御異議ヘゴザイマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイモノ

ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセ

マス

(角倉書記官朗讀)

支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公

債發行ニ關スル法律案外四件特別委員

公爵島津 忠重君 公爵山縣 有道君

侯爵池田 宣政君 伯爵兒玉 秀雄君

子爵前田 利定君 子爵大河内輝耕君

子爵八條 隆正君 子爵高橋 是賢君

潮 惠之輔君 男爵赤松 範一君

川村 竹治君 男爵松岡 均平君

男爵矢吹 省三君 男爵本多 政樹君

男爵山根 健男君 市來 乙彦君

菅原 通敬君 次田大三郎君

土方 久微君 深井 英五君

中村圓一郎君 森 平兵衛君

久恒 貞雄君 野村 德七君

絲原武太郎君

第一讀會

官報號外 昭和十二年九月八日 貴族院議事速記錄第四號

三〇